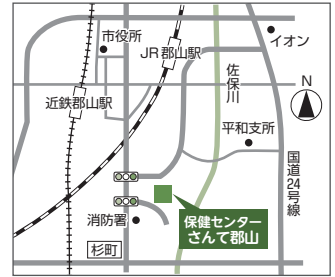




保健センター「さんて郡山」 (☎ 58-3333・FAX 58-3330)

〒639-1136 本庄町317-2 月～金曜 8時30分～17時
5～7ページの記事のお問い合わせ・申込は、特記を除いてさんて郡山までお願いします。



■休日応急診療所：「さんて郡山」内 (☎ 59-2299)
診療科目：内科・小児科 診療時間：12時～21時
診療日：日曜・祝日・年末年始 (12月29日～1月3日)
※必ず事前にお電話ください。

12月1日は、「世界エイズデー」です。レッドリボンはエイズへの理解と支援のシンボルです。

II こどもの健康

※妊娠中に転入した人で、大和郡山市の妊婦健康診査補助券を持っていない人、子どもの乳幼児健康診査・育児相談票などを持っていない人は、「さんて郡山」へ連絡してください。※警報発令時には中止することがありますので「さんて郡山」までお問い合わせください。※12カ月育児相談、1歳6カ月児健康診査、3歳児健康診査には右のQRコードより健康状態をご確認の上、受診ください。



事業名	対象	実施日・受付時間	持ちもの・備考	実施場所
■妊娠届(母子健康手帳の交付および出産応援ギフト申請)	医療機関で妊娠の判定を受けた人 要予約	保健師等との面談(30分程度)を実施します。事前に保健センターまで電話予約してください		市内指定医療機関
■こんにちは赤ちゃん訪問	生後2カ月頃まで	子どもが生まれた全てのご家庭に、保健師・助産師・看護師が子育て情報を持ってごあいさつにうかがいます。		
■乳児健康診査	4カ月児	生後4カ月の間のみ	実施日や予約の有無は、医療機関で確認してください。	市内指定医療機関
	7カ月児	生後7カ月の間のみ		
■12カ月児育児相談 ブラッシング指導や絵本の紹介など 仕上げみがき用歯ブラシをプレゼント♪	令和4年11月1日～15日生まれ	1日(金)	9:15～9:45	市内指定医療機関
	令和4年11月16日～30日生まれ	15日(金)		
■1歳6カ月児健康診査 ※1歳6カ月～2歳未満まで受診可能。 仕上げみがき用歯ブラシをプレゼント♪	令和4年5月1日～15日生まれ	6日(水)	13:00～13:45	さんて郡山
	令和4年5月16日～31日生まれ	21日(木)		
■3歳児健康診査 ※3歳～4歳未満まで受診可能。 仕上げみがき用歯ブラシをプレゼント♪	令和2年6月1日～15日生まれ	13日(水)	13:00～13:45	さんて郡山
	令和2年6月16日～30日生まれ	27日(水)		
■乳幼児・妊産婦 歯の相談 ブラッシング指導など、歯科衛生士による個別相談	乳幼児(0～6歳児 就学前)、妊産婦 ※各日定員1人。 要予約	1日(金)・15日(金)	11:00	さんて郡山
		6日(水)・13日(水)	13:00	
		21日(木)・27日(水)		
■マタニティ・赤ちゃん相談 1人30分の個別相談(助産師等が対応します)	妊婦、おおむね出産後1年までの産婦・乳児 要予約	6日(水)	9:30～11:30	さんて郡山
		20日(水)	13:00～15:30	

II こどもの定期予防接種

種類	対象	標準的な接種年齢	接種回数
■ロタウイルス感染症	1価	生後6週から生後24週0日に至るまで	2回
	5価	生後6週から生後32週0日に至るまで	3回
■B型肝炎	生後1歳に至るまで	生後2カ月から生後9カ月に至るまで	3回
■ヒブ(Hib)	生後2カ月以上生後60カ月(5歳)に至るまで	初回の開始は、生後2カ月から生後7カ月に至るまで	初回3回 追加1回 ※接種年齢により回数異なる。
■小児の肺炎球菌			
■四種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ)	1期	生後2カ月から生後90カ月(7歳6カ月)に至るまで	初回:生後2カ月に達した時から生後12カ月に達するまでの期間 追加:初回3回終了後12月に達した時から18月に達するまでの期間
■BCG	生後1歳に至るまで	生後5カ月に達した時から8カ月に達するまでの期間	1回
■水痘	生後12カ月～36カ月に至るまで	初回接種は生後12カ月～15カ月に達するまでの期間	2回
■麻しん風しん	1期	生後12カ月から生後24カ月に至るまで	1回
	2期	平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれ	1回
■日本脳炎	1期	生後6カ月から生後90カ月(7歳6カ月)に至るまで	初回:3歳 追加:4歳
	2期	9歳以上13歳未満	9歳
■二種混合 ジフテリア・破傷風	2期	11歳以上13歳未満	11歳
■ヒトパピローマウイルス感染症 (子宮頸がん予防)	小学6年生から高校1年生相当までの女子	中学1年生相当	3回

◆日本脳炎予防接種の特例措置について(無料)

平成7年4月2日～平成19年4月1日に生まれた人は、特例措置として20歳未満までに接種ができます。1期を3回接種していない人は、不足回数を接種。また、2期は9歳から接種できます。積極的勧奨を差し控えていたために接種を受けなかった人は、母子健康手帳で接種回数を確認してください。

◆ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん予防) 予防接種の特例措置について(無料)

積極的勧奨を控えていた時期に接種対象者であった平成9年4月2日～平成19年4月1日生まれの女性は、令和7年3月31日まで無料で接種できます。積極的勧奨を差し控えていたために接種を受けなかった人は、母子健康手帳で接種回数を確認してください。

※接種時に気にかかる事があれば、かかりつけ医または接種医師と相談してください。

※市外の医療機関で接種する場合は接種前に「さんて郡山」で手続きが必要です。

※長期にわたり療養を必要とする病気など、特別の事情により定期予防接種を対象年齢内に受けることができなかった人は「さんて郡山」までご相談ください。